

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パラグアイ	パラグアイ川 ^{シボア・ボア} 浚渫機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との交換公文	パラグアイ川 ^{シボア・ボア} 浚渫機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,700,000千円 2025.12.31まで	2017.9.1 アスンシオン で (2018.11.21)	日本側 石田直裕在パラグアイ大使 アライグアイ側 エラデイオ・ロイサカ外務大臣	2019.3.4 47号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。